

感染症対応マニュアル

児童デイサービスびーだま

【感染症：インフルエンザ・コロナウイルス感染症等】

①発熱

- (1) 37度5分以上の発熱の場合保護者に迎えに来ていただく。
- (2) 迎えまでの体調観察、安静にできる場所への移動、水分補給、熱ピタなどで冷やし、利用児の精神的安定を図る。

②下痢・嘔吐

- (1) 他の利用児が近づかない様に区切り、落ち着くのを待ち水分を補給する。
- (2) 家庭に連絡し迎えにきてもらうよう連絡をする。
- (3) 嘔吐物、便の状態について観察しご家庭に連絡をする。

【消毒について】

感染予防のため、掃除の際ドアノブ、水道の栓と蛇口、手すり、遊具などを0.02%（1リットルのペットボトル1本の水にペットボトルキャップ1杯）の次亜塩素酸やアルコール等で消毒する。

血液・嘔吐物が付着したときは、0・1%（1リットルに対しキャップ4）にて、つけおき消毒をおこなう。

【平常時の対応】

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理→受け入れ時の体温測定、健康観察等
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策→消毒、使い捨てハンドペーパーの使用等
 - ニ) 衛生管理→室内の換気、清掃・消毒等

※事業所にて感染症等が発生した場合、接触した利用児童の保護者へ連絡し児童の体調観察をお願いする。

※感染した児童については、症状が出現したあと3～7日・解熱後2日程度は事業所のご利用は出来ません。（医療機関への受診が基本）